

## 建築基準法の一部改正に伴う地区計画等の記載の補正について

(大日・八雲東町地区及び東部地区防災街区整備地区計画)

### 1. 概要

・建築基準法の一部を改正する法律が施行され、大規模火災による被害など、近年における建築物をめぐる状況から、より合理的かつ実効的な建築規制制度の構築のため、建築物の防火改修・建替え等による市街地の安全性の確保、建築物の用途の制限に係る特例許可手続きの簡素化、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化等の改正がおこなわれました。(平成30年9月25日施行及び令和元年6月25日施行)

また、法律改正に伴い、守口市東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例も改正しました。(令和元年9月30日施行)

・法律及び条例の改正に併せ、「東部大阪都市計画防災街区整備地区計画」(大日・八雲東町地区、東部地区)においても、防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の技術的基準の見直しと整合を図るため、地区計画等の方針に定める事項を補正するものです。

### 2. 補正する内容(概要)

・延焼防止性能に関する技術的基準に適合する建築物に係る制限の合理化

### 3. 地区計画等の方針の新旧対照表

			補正後	補正前
防災街区整備地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の構造に関する防火上必要な制限	建築物の構造は、 <u>耐火建築物等</u> 又は <u>準耐火建築物等</u> としなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (1) 延べ面積が50平方メートル以内の <u>平屋建て</u> の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) <u>卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの</u> <u>その他これに類する構造のもの</u> (3) 高さ2メートルを超える門又は塀	建築物の構造は、 <u>耐火建築物</u> 又は <u>準耐火建築物</u> としなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (1) 延べ面積が50平方メートル以内の <u>平屋建</u> の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの (2) <u>卸売市場の上家又は機械製作工場</u> で <u>主要構造部が不燃材料で造られたもの</u> その他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもの (3) 高さ2メートルを超える門又は塀

		で、 <u>不燃材料で造られ</u> 、又は覆われたもの (4) 略	で <u>不燃材料で造り</u> 、又は覆われたもの (4) 略
--	--	---------------------------------------	-------------------------------------

補 正 後	補 正 前
<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>1 略</p>	<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定に該当する建築物については、法第64条の規定は、適用しない。</p>